ID:　134
担当部署:　建設部 建設課

処分の概要	占用料の還付承認
例規名 根拠条項	真岡市道路占用料徴収条例　第3条第3項ただし書
例規番号	昭和31年条例第88号

【基準】

第3条の規定による。

(占用料の徴収方法)

第3条　市長は、道路の占用について、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意を与えたときは、前条の規定により算出された占用料を一括して直ちに徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合には、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を年度当初において、一括して徴収するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、市長は、占用料を一括して納入させることが困難であると認める場合は、これを分割して納入させることができる。

3　既に納付した占用料は、返還しない。ただし、法第71条第2項により許可を取消した場合は、その翌月以降の料金(日額をもって占用料を徴収するものにあっては、その翌日以降の料金)は返還することができる。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	令和３年４月７日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　135

担当部署:　建設部 建設課

処分の概要	占用料及び延滞金の減免
例規名 根拠条項	真岡市道路占用料徴収条例　第5条
例規番号	昭和31年条例第88号

【基準】

第5条の規定による。

(占用料及び延滞金の減免)

第5条　市長は、占用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、占用者の申請により占用料及び延滞金の一部又は全部を減免することができる。

(1)　法第39条第2項ただし書に該当する事業又は地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業のために占用するとき。

(2)　公衆の用に供する軌道、電気、ガス、水道又は下水道の事業のために占用するとき。

(3)　水管、下水管又はガス管の各戸引込管設置のため占用するとき。

(4)　前項の外市長が特に必要があると認めたとき。

標準処理期間	21日

備考

設定年月日	令和３年４月７日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　137
担当部署:　建設部 建設課

処分の概要	権利の譲渡の許可
例規名 根拠条項	真岡市道路占用規則　第6条第1項
例規番号	昭和31年規則第34号

【基準】

第6条の規定による。

第6条　占用者がその権利を他人に譲渡しようとする時は譲渡人と連署を以って第3号様式による申請書を市長に提出しその許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けた譲渡人は占用の一切の権利義務を継承したものとみなす。

3　相続人が被相続人の占用権を継承しようとする時は相続の事由が発生した日から30日以内に届け出なければならない。

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	令和3年4月7日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　139
担当部署:　建設部 建設課

処分の概要	継続占用の許可
例規名 根拠条項	真岡市道路占用規則　第10条
例規番号	昭和31年規則第34号

【基準】
第10条の規定による。
第10条　占用期間が満了し引続き占用許可を受けようとするときは期間満了7日前までに第3条による申請書を提出して許可を受けなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	令和３年４月７日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　140
担当部署:　建設部 建設課

処分の概要	占用料の減免
例規名 根拠条項	真岡市準用河川占用料徴収条例　第3条
例規番号	平成15年条例第33号

【基準】
第3条の規定による。
(減免)
第3条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料の全部又は一部を減免することができる。
(1)　国又は地方公共団体が流水の占用をするとき。
(2)　防火又はかんがいのため流水の占用をするとき。
(3)　その他市長が特別の理由があると認めるとき。

標準処理期間	21日

備考

設定年月日	令和3年4月7日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　141

担当部署:　建設部 建設課

処分の概要	占用料の還付承認
例規名 根拠条項	真岡市準用河川占用料徴収条例　第4条第1項ただし書及び第2項
例規番号	平成15年条例第33号

【基準】

第4条の規定による。

(占用料の還付)

第4条　既に納付した占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1)　天災その他不可抗力によって占用をすることができなかったとき。

(2)　その他市長が特別の理由があると認めるとき。

2　前項の規定にかかわらず、占用の許可を受けた者の申請に基づきその許可の内容を変更し、又は法第75条第2項の規定による処分を受けたことにより占用料の額に変更が生じた場合において、既に納付した占用料の額が当該変更後の占用料の額を超えるときは、その超える額を還付するものとする。

3　前2項の規定により占用料の還付を受けようとする者は、占用料還付申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	令和３年４月７日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　143
担当部署:　建設部 建設課

処分の概要	占用等の許可及び変更許可
例規名 根拠条項	真岡市法定外公共物管理条例　第4条第1項
例規番号	平成15年条例第34号

【基準】
第4条の規定による。
(占用等の許可)
第4条　法定外公共物において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可(以下「許可」という。)を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
(1)　敷地(その上空又は地下を含む。)を占用し、工作物の新改築又は除去をすること。
(2)　敷地を掘削し、盛土し、又はこれらに類する行為をすること。
(3)　流水水面を占用すること。
(4)　流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。
(5)　流水の方向、分量、幅員、深浅又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。
(6)　前各号に掲げるもののほか、法定外公共物を本来の目的以外に利用すること。
2　市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

標準処理期間	21日（変更許可の場合は14日）

備考

設定年月日	令和３年４月７日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　144
担当部署:　建設部 建設課

処分の概要	許可期間の更新
例規名 根拠条項	真岡市法定外公共物管理条例　第5条第2項
例規番号	平成15年条例第34号

【基準】
第5条の規定による。
(許可の期間及び更新)
第5条　前条に基づく許可期間は、5年以内において市長が定める。ただし、電柱、電線、水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設の利用に供する場合及び市長が特に必要があると認める場合には、当該期間を10年以内とすることができる。
2　許可期間が満了し、引続き占用をしようとする者は、市長に更新の申請をし、その許可を受けなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	令和３年４月７日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　146
担当部署:　建設部 建設課

処分の概要	占用料等の減免
例規名 **根拠条項**	真岡市法定外公共物管理条例　第6条第2項
例規番号	平成15年条例第34号

【基準】
第6条の規定による。
(占用料等の額)
第6条　許可を受けた者(以下「占用者等」という。)は、別表に定めるところにより、占用料等を納付しなければならない。
2　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず占用料等を減免することができる。
(1)　公共の用に供する目的をもって占用するとき。
(2)　前号のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

標準処理期間	21日

備考

設定年月日	令和3年4月7日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　147
担当部署:　建設部 建設課

処分の概要	占用料等の還付承認
例規名 根拠条項	真岡市法定外公共物管理条例　第8条ただし書
例規番号	平成15年条例第34号

【基準】
第8条の規定による。
（占用料等の還付）
第8条　既に徴収した占用料等は還付しない。ただし、第13条第3号による処分があった場合その他特別の理由があると市長が認める場合においては、占用料等を還付できるものとする。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	令和３年４月７日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　163
担当部署:　建設部 建設課

処分の概要	入居の決定
例規名 根拠条項	真岡市営住宅条例　第7条第2項
例規番号	平成9年条例第7号

【基準】
第5条から第8条までの規定による。
（入居者の資格）
第5条　市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者にあっては第5号及び第6号、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に規定する犯罪被害者等及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する被害者にあっては第4号から第6号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。
(1)　現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第12条において同じ。）があること。
(2)　現に市内に住所又は勤務場所を有する者であること。
(3)　市税を滞納していないこと。
(4)　その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。
ア　特に居住の安定を図る必要がある場合として第2項で定める場合　21万4,000円
イ　市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合　21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）
ウ　ア及びイに掲げる場合以外の場合　15万8,000円
(5)　現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
(6)　その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
2　前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。
(1)　入居者が60歳以上のものであり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満である場合
(2)　障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの
ア　身体障害　身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
イ　精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
ウ　知的障害　イに規定する精神障害の程度に相当する程度
(3)　戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又

は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
(4)　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
(5)　生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者
(6)　海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
(7)　ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
(8)　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの
ア　配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
イ　配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
(9)　同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
3　市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
(入居者資格の特例)
第6条　公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。
2　前条第1項第4号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあっては、同項第2号から第6号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。
(入居の申込み及び決定)
第7条　前2条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。
2　市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。
3　市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。
(入居者の選考)
第8条　入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。
(1)　住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
(2)　他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
(3)　住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
(4)　正当な事由による立退の要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。)
(5)　住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者
(6)　前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者
2　市長は、前項各号のいずれかに該当する者のうち、第4条の2に規定する事由に係る者、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、身体障害者で市長が定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住

宅に入居することを必要としている者については、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。
3　市長は、別に定める入居者選定委員会の意見を聴いて、前2項に該当する者のうちから選考若しくは抽選によって入居者を決定する。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	令和３年４月７日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　164
担当部署:　建設部 建設課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予
例規名 **根拠条項**	真岡市営住宅条例　第15条(第28条第3項、第30条第3項及び第43条において準用する場合を含む。)
例規番号	平成9年条例第7号

【基準】
第15条の規定による。
(家賃の減免又は徴収猶予)
第15条　市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。
(1)　入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
(2)　入居者又は同居者が病気にかかったとき。
(3)　入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
(4)　その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	令和3年4月7日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　168
担当部署:　建設部 建設課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用の許可
例規名 根拠条項	真岡市営住宅条例　第40条第1項
例規番号	平成9年条例第7号

【基準】
第40条の規定による。
(使用許可)
第40条　市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。
2　市長は、前項の許可に条件を付すことができる。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	令和3年4月7日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　171
担当部署:　建設部 建設課

処分の概要	駐車場の使用の許可
例規名 根拠条項	真岡市営住宅条例　第47条
例規番号	平成9年条例第7号

【基準】

第47条及び第48条の規定による。

（使用許可）

第47条　駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

（使用者の資格）

第48条　駐車場を使用する者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1)　市営住宅の入居者又は同居者であること。

(2)　入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。

(3)　駐車場の使用料を支払うことができること。

(4)　第39条第1項第1号から第6号までのいずれの場合にも該当しないこと。

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	令和３年４月７日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　173
担当部署:　建設部 建設課

処分の概要	駐車場の使用料の減免又は徴収猶予
例規名 根拠条項	真岡市営住宅条例　第52条第2項
例規番号	平成9年条例第7号

【基準】
第52条の規定による。
(使用料)
第52条　駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定めるものとする。
2　市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めたときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	令和３年４月７日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　175
担当部署:　建設部 建設課

処分の概要	敷地の目的外使用の許可
例規名 根拠条項	真岡市営住宅条例　第58条
例規番号	平成9年条例第7号

【基準】
第58条の規定による。
(敷地の目的外使用)
第58条　市長は、市営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	令和3年4月7日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　177
担当部署:　建設部 建設課

処分の概要	入居の決定
例規名 根拠条項	真岡市特定公共賃貸住宅条例　第7条第2項
例規番号	平成12年条例第22号

【基準】
第6条から第9条までの規定による。
(入居者の資格)
第6条　特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる者とする。
(1)　所得が市長の定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)がある者
(2)　災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者として市長が認める者(所得が市長の定める基準に該当するものに限る。)
(3)　同居親族がない入居者の居住の用に供する特定公共賃貸住宅については、同居親族がない者であって、市長が定める基準に該当する者(所得が市長の定める基準に該当する者に限る。)
(4)　その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者
(入居の申込み及び決定)
第7条　前条に規定する入居者の資格を有する者で特定公共賃貸住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。
2　市長は、前項の規定により入居の申込みをした者の中から特定公共賃貸住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。
(入居者の選定)
第8条　入居の申込みを受理した戸数が特定公共賃貸住宅の戸数を超える場合においては、抽選その他の公正な方法により入居者を選定するものとする。
(入居者の選定の特例)
第9条　市長は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で、市長が定める者については、施行規則第29条の規定に基づき入居者を選定することができる。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	令和３年４月７日	最終変更年月日	年　　月　　日

ID:　179

担当部署:　建設部 建設課

処分の概要	家賃の減額
例規名 根拠条項	真岡市特定公共賃貸住宅条例　第14条第1項
例規番号	平成12年条例第22号

【基準】

第14条及び真岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則第9条の規定による。

(家賃の減額)

第14条　市長は、特定公共賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため、当該特定公共賃貸住宅の管理開始後20年間を限度として、家賃の減額を行うことができる。

2　市長が前項の規定に基づき家賃の減額を行う場合は、前条の家賃に代えて次条に規定する入居者負担額を入居者から徴収するものとする。

(家賃の減額)

第9条　条例第14条の規定により家賃の減額を受けられる者は、その所得が25万9,000円以下の者とする。

2　家賃の減額を受けようとする者は、家賃減額申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

3　前項の申請は、入居の許可を受けた日から10日以内に、これを提出しなければならない。

4　市長は、前2項による申請があったときは、その内容を審査し可否を決定するとともに、特定公共賃貸住宅収入家賃決定通知書(第7号様式)により入居者に通知するものとする。

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	令和３年４月７日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　181

担当部署:　建設部 建設課

処分の概要	家賃等の減免又は徴収猶予
例規名 根拠条項	真岡市特定公共賃貸住宅条例　第16条
例規番号	平成12年条例第22号

【基準】

第16条の規定による。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第16条　市長は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃又は入居者負担額の減免又は徴収猶予を必要と認める者に対して、市長が定める減免基準により当該家賃又は入居者負担額の減免又は徴収猶予をすることができる。

(1)　入居者(第6条第1号に規定する親族を含む。以下この条において同じ。)の収入が著しく低額となったとき。

(2)　入居者が疾病にかかったとき。

(3)　入居者が災害により著しく損害を受けたとき。

(4)　その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	令和３年４月７日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　183

担当部署:　建設部 建設課

処分の概要	駐車場の使用の許可
例規名 根拠条項	真岡市特定公共賃貸住宅条例　第32条第1項
例規番号	平成12年条例第22号

【基準】

第32条の規定による。

(駐車場の使用)

第32条　専用駐車場を使用できる者は、特定公共賃貸住宅の入居者で、あらかじめ市長の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)とする。

2　専用駐車場を使用できる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する普通自動車(最大積載量2トンを超えるトラックは除く。)、小型自動車及び軽自動車で、自家用自動車に限る。

3　専用駐車場の料金(以下「駐車場料金」という。)は、施行規則第20条第5号の規定に基づき算定した地代に相当する額及び専用駐車場整備費を合算した額を基準として市長が定める。

4　駐車場料金の納付については、第13条を準用する。

5　専用駐車場内で発生した盗難、自動車の損壊等の事故により、使用者が損害を受けることがあっても市及び住宅管理人は、その補償の責任を負わない。

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	令和3年4月7日	**最終変更年月日**	年　月　日